

緑のまちづくり奨励金の御案内（生け垣・庭木・壁面緑化・花壇）

（令和2年4月1日）

松山市内の宅地や事業所等の敷地に、購入した樹木などで生け垣・庭木・壁面緑化を設置する場合や新しく花壇を設置する場合に奨励金を交付するもので、市税を滞納していないことが前提となります。詳細な交付条件は下記のとおりです。（※以前、奨励金の交付を受けている方は、5年間は同じ奨励金を受けられません。）

生 け 垣	条件（以下の全ての条件を満たす場合）	
	<input type="checkbox"/>	道路に接した場所に延長3 m以上の生け垣を設置すること。
	<input type="checkbox"/>	植える木は購入したもので高さは45 cm以上であること。
	<input type="checkbox"/>	1 m当り2本以上の木を植えること。
	交付金額（生け垣だけの場合）	
	1 m当り3,000円又は生け垣設置費用の実費のいずれか低い金額が交付金額となります。（上限：60,000円）	
	交付金額（ブロック塀等を生け垣に改造する場合）	
1 m当り6,000円又は生け垣設置費用の実費のいずれか低い金額が交付金額となります。（上限：90,000円）		
※ブロック塀の取り壊しは、生け垣に改造する箇所のみ対象となります。		

庭 木	条件（以下の全ての条件を満たす場合）	
	<input type="checkbox"/>	道路から木が見えること。
	<input type="checkbox"/>	植える木は購入したもので高さが2 m以上であること。
	<input type="checkbox"/>	道路から概ね5 m以内の位置に植えること。
	交付金額	
庭木設置費用の半額が交付金額となります。（上限：20,000円）		

壁面緑化	条件（以下の全ての条件を満たす場合）	
	<input type="checkbox"/>	石垣、ブロック塀等の壁面の緑化を図るものであること。
	<input type="checkbox"/>	つた苗等は概ね1 m当たり2本以上植栽するものであること。
	<input type="checkbox"/>	つた苗等は購入したものであること。
	交付金額	
壁面緑化設置費用の半額が交付金額となります。（上限：20,000円）		

コミュニティ モデル花壇	条件（以下の全ての条件を満たす場合）	
	<input type="checkbox"/>	道路から花壇が見えること。
	<input type="checkbox"/>	設置する花壇の面積が3 m ² 以上あること。
	<input type="checkbox"/>	花壇を設置する土地の所有者の承諾を得ること。
	交付金額	
花壇設置費用の半額が交付金額となります。（上限：100,000円）		

緑のまちづくり奨励金の手続き

(生け垣・庭木・壁面緑化)

①設置前	必要書類		注意事項
	<input type="checkbox"/>	事業指定申請書	(第1号様式) ※記入例参照
	<input type="checkbox"/>	位置図	申請個所の位置図(住宅地図等のコピー)
	<input type="checkbox"/>	写真(設置前)	※第1号様式添付書類記入例参照
	<input type="checkbox"/>	平面図	※第1号様式添付書類記入例参照



- ・市役所(公園緑地課)で受付・書類審査
- ・市役所(公園緑地課)から事業指定決定通知を送付します。

②設置	注意事項	
	設置前に、必ず①の手続きを行ってください。	



- ・設置完了

③設置後	必要書類		注意事項
	<input type="checkbox"/>	交付申請書	(第7号様式) ※記入例参照
	<input type="checkbox"/>	写真(設置後)	※第7号様式添付書類記入例参照
	<input type="checkbox"/>	支払証明書等	(参考様式第1号) ※記入例参照 樹種、本数、樹高等や金額の内訳が記載された領収書でも可。
	<input type="checkbox"/>	完納証明書 (手数料:300円)	市税を滞納していない旨の証明書 市役所本館2F納税課又は各支所で発行しています。
	<input type="checkbox"/>	請求書	(請求書) ※記入例参照
	以下の書類は場合によって必要となる特殊な書類です。		
	特殊書類	住民票 (手数料:300円)	事業指定申請時と住所が異なる場合に必要です。 市役所本館1F市民課又は各支所等で取得可能です。
		同意書	市税の滞納がないのに完納証明書が発行できない場合に必要です。 (参考様式第2号) ※記入例参照
		確認書	住所と設置場所が異なる場合で、設置場所が自己の所有の場合に必要です。 (参考様式第3号) ※記入例参照
		承諾書	住所と設置場所が異なる場合で、設置場所が自己の所有でない場合に必要です。 (参考様式第4号) ※記入例参照

緑のまちづくり奨励金の手続き

(コミュニティモデル花壇)

① 設置前と ②設置 は 前項と同じ

必要書類		注意事項	
<input type="checkbox"/>	交付申請書	(第8号様式) ※記入例参照	
<input type="checkbox"/>	写真(設置後)	※第8号様式添付書類記入例参照	
<input type="checkbox"/>	支払証明書等	(参考様式第1号) ※記入例参照 設置工事の内訳が記載された領収書でも可。	
③設置後	<input type="checkbox"/>	完納証明書 (手数料:300円)	市税を滞納していない旨の証明書 市役所本館 2F 納税課又は各支所で発行しています。
	<input type="checkbox"/>	承諾書	(参考様式第4号) ※記入例参照
	<input type="checkbox"/>	請求書	(請求書) ※記入例参照
	以下の書類は場合によって必要となる特殊な書類です。		
特殊書類	住民票 (手数料:300円)	事業指定申請時と住所が異なる場合に必要です。 市役所本館 1F 市民課又は各支所等で取得可能です。	
	同意書	市税の滞納がないのに完納証明書が発行できない場合に必要です。(参考様式第2号) ※記入例参照	

奨励金の支払いには、全ての書類提出後1ヵ月半ほど時間を要します。

※問合せ及び申込みは下記にお願いします。

問合せ・申込み

松山市役所 公園緑地課 緑化推進担当

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

電話: 089-948-6546

F A X: 089-934-8723

E-mail: kouen@city.matsuyama.ehime.jp